

「電気通信事業ガバナンス検討会」開催要綱

1 目的

「デジタル社会」の実現のための中枢基盤として、サイバー空間とフィジカル空間を繋ぐ神経網である通信サービス・ネットワークが安心・安全で信頼され、継続的・安定的かつ確実・円滑に提供されるには、利用者や通信設備等に関するデータの適正な取扱いやサイバー攻撃への対応等が一層必要不可欠になっている。このため、本検討会は、デジタル変革時代における安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保を図るため、電気通信事業者におけるサイバーセキュリティ対策及びデータの取扱いに係るガバナンス確保の今後の在り方について検討を行うことを目的とする。

2 名称

本検討会は、「電気通信事業ガバナンス検討会」と称する。

3 検討事項

- (1) 電気通信事業者におけるサイバーセキュリティ対策及びデータの取扱いに係るガバナンス確保の今後の在り方
- (2) 上記(1)を踏まえた、政策的な対応の在り方
- (3) その他

4 構成及び運営

- (1) 本検討会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本検討会には、座長を置く。座長は、本検討会を招集し、運営する。
- (3) 座長は、必要があると認めるときは、座長代理を指名することができる。座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本検討会を招集し、運営する。
- (4) 座長は、必要に応じて、必要と認める者を本検討会の構成員又はオブザーバとして追加することができる。
- (5) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (6) 座長は、必要に応じて、分科会を開催することができる。
- (7) 分科会の主査は、座長が指名する。
- (8) その他、本検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本検討会は、サイバーセキュリティ対策及びデータの取扱いに係るガバナンスに関する個別事例等を取り扱うことから、公開することにより、当事者及び第三者の利害を害するおそれがあるため、原則として非公開とする。ただし、座長が認める場合については、公開することができる。
- (2) 本検討会で使用した資料及び議事概要は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は座長が必要と認める場合については、非公開とする。

6 その他

本検討会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課、データ通信課及び消費者行政第二課の協力を得つつ、同部電気通信技術システム課及びサイバーセキュリティ統括官室がこれを行うものとする。

(別紙)

「電気通信事業ガバナンス検討会」構成員

(敬称略、五十音順)

相田 仁	東京大学大学院工学系研究科教授
石井 夏生利	中央大学国際情報学部教授
上沼 紫野	虎ノ門南法律事務所弁護士
(座長) 大橋 弘	東京大学公共政策大学院院長／大学院経済学研究科教授
後藤 厚宏	情報セキュリティ大学院大学学長
中尾 康二	一般社団法人 ICT-ISAC 顧問 国立研究開発法人情報通信研究機構サイバーセキュリティ 研究所主管研究員
中村 修	慶應義塾大学環境情報学部教授
古谷 由紀子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会監事
森 亮二	英知法律事務所弁護士
山本 龍彦	慶應義塾大学大学院法務研究科教授